

エントリーシート（重要事項確認）

<p>※必ずお読みください。特に重要な事項です。「□」に「✓」でチェックをお願いします。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>下記事項を確認のうえ、同意します。</p> <p>記入日 年 月 日 保護者氏名</p> <hr/>	
<p>申請内容が事実と異なる場合（就労証明書の内容や児童の健康状況等）、内定の取消又は退所となることがあります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>申込み前に、必ず「板橋区幼稚園・保育園等のご案内」をお読みください。また、入所後の手続きについても記してありますので、入所後も大切に保管してください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>入所選考に必要な書類は、必ず、提出期限内にご提出ください。提出期限後に届いた書類は、指数に反映することができません。また、提出した書類の原本は返却できません。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>郵送申請の場合は、書留等、追跡可能な発送方法で郵送ください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>入所時点で申込内容から変更が生じた場合は、入所内定取消又は退所になる場合があります。変更が生じた場合は、ご連絡のうえ、速やかに必要書類をご提出ください（例：就労で申込みをしたが、入園前に退職・転職をした場合）。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>育児休業中で申込みをした場合、入所月中に育児休業を取得した会社に復職できなければ入所内定取消又は退所になる場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>育児短時間勤務を取得予定又は取得中の方は、その勤務内容が勤務日数月12日以上、勤務時間日中6時間以上（休憩時間を含む）の場合は、正規の勤務内容で指数算定します。</p> <p>また、勤務内容が勤務日数月12日未満又は勤務時間日中6時間未満の場合は育児短時間勤務の内容で指数算定します。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>転園が決まった場合、いかなる理由があっても現在在籍の保育施設に戻ることはできません。保育サービス課から転園希望の意思確認はしません。転園希望の意思がなくなった場合は、速やかに申込内容変更届をご提出ください。</p> <p>※転園とは保育園・認定こども園（保育園枠）・地域型保育施設のいずれかに在籍中で、そのいずれかに入所が決まった場合を指します。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>「求職」を理由に申込みをした場合は、入所月から3か月以内に勤務を開始し、勤務開始後の「就労証明書」を提出していただきます。また、「就労内定」を理由に申込みをした場合は、入所月中に勤務を開始し、勤務開始後の「就労証明書」を提出していただきます。「就労内定」の場合、申込み時に提出した「就労証明書」とおりの内容で就労していないことが判明した場合は入所内定取消又は退所となる場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>利用希望施設の受入月齢をご確認ください。0歳児クラスを申込みの方は、利用希望月初日に受入月齢を満たしていない場合は、入所選考の対象外になります（申請の有効期限内に月齢が達ししだい選考対象となります）。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>お子さんの健康状態を考慮のうえ、保育園・小規模保育園に要支援児としての利用をご希望の場合は、状況により、申込み後に、保育サービス課指定の場所で、お子さんと一緒に観察保育をしていただきます。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>在宅家庭福祉員・ベビールームは、少人数の職員でお子さんを保育する施設です。</p> <p>お子さんの安全を確保するためにも、健康に心配のあるお子さんを受入れることはできませんので、内定後の面接により利用をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>申込み有効期間中に入所の意思がなくなった場合は速やかに「申込内容変更届」に取下げの旨を記入し、ご提出ください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>就労証明書の「直近3か月の実績」欄の記載が、正規の勤務日数・時間数に満たない場合は、正規の勤務日数・時間では指数が付かないことがあります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>保育料は月額となりますので、登園しない日があっても日割り計算はできません。指定された納付期限内に保育料をお支払いください。</p>	<input type="checkbox"/>

<p>◆板橋区外から申込みする方のみご確認ください（転入予定のある方を含む）。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>利用希望月の1日までに板橋区へ転入予定のないお子さんは、一定の申込制限を設けていますので必ず事前にご確認ください。転入予定のある方でも、利用希望月の1日までに板橋区へ転入することが確認できる書類（賃貸契約書・売買契約書のコピー等）が添付されていない場合は、板橋区民と同等の入所選考はできません。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>板橋区の申込締切日を事前にご確認ください。締切日に間に合うように余裕を持って、住民登録のある自治体に申込みをしてください。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>板橋区へ転入予定で申込みをした場合、板橋区へ転入後、再度「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の提出が必要となります。入所内定し、板橋区に住民登録していても、入所月の1日までに再度申込みをしない場合は、内定取消となる場合があります。期日までに、必ずご提出ください（郵送可）。</p>	<input type="checkbox"/>

提出物チェックリスト（郵送申請の場合に必須）
申請の際にいった書類に○をつけてご提出ください。

必 要 書 類		父	母	他
必 須	保護者いずれか1名の本人確認書類のコピー（免許証や保険証等）			
	❶ 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書			
	❷ 確認票（裏面の児童の健康状態の確認と署名・日付を忘れずにご記入ください。）			
	❸ エントリーシート（重要事項確認）			
	母子手帳（直近の健康診査ページのコピー）			
	❹ 個人番号（マイナンバー）の提供について			
あ て は ま る 場 合 に 提 出 が 必 要	【勤務している方・就職内定の方・育児休業中の方】 就労証明書			
	【自営業の場合】 自営業証明書類（営業許可証、登記簿謄本、確定申告書、委託契約書などのコピーいずれか1点）			
	【単身赴任の場合】住居の証明			
	【求職中の方】求職活動申告書			
	【出産予定の方】 母子手帳の表紙と分娩予定日がわかるページ（板橋区の場合4ページ目）のコピー			
	【病気の方、手帳をお持ちの方】 ・診断書 ・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等のコピー			
	【お子さんを認可外保育施設等に預けている方】保育施設等在園証明書			
	【ひとり親の方】 ひとり親であることが分かる資料のコピー（戸籍謄本、児童扶養手当証、 <u>親</u> 医療証など） ※入所希望月に離婚後1年以内の場合、戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー			
	【生活保護受給中の方】生活保護受給証明書			
	【日本国籍以外の方】在留カードの両面コピー			
	【65歳未満の同居の祖父母がいる方】 65歳未満の同居の祖父母が保育できない理由 祖父（就労証明書・診断書・他） 祖母（就労証明書・診断書・他）	/	/	
	【就学中の方】学生証・在学証明書 / カリキュラム・時間割のコピー			
その他（書類名を下記にご記載ください。）				